青少年健全育成基本法案要綱

第一 前文

前文として、次のように定めるものとすること。

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である。 我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進められ てきたが、なお一層の努力が必要とされている。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人の社会の反映であり、この社会に生きるすべての大人がその 責任を共有すべきものである。そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会 のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進して いくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的な 広がりをもった一体的な取組が不可欠である。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第二 総則

一 目的

次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることにかんがみ、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進することを目的とするものとすること。 (第一条関係)

二 基本理念

- 1 青少年の健全な育成については、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら一体的に取り組まなければならないものとすること。
 (第二条第一項関係)
- 2 青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかか わりを自覚しつつ、次代の社会の担い手としてふさわしい自立した個人としての自己を確立できるこ

とを旨としてなされなければならないものとすること。 (第二条第二項関係)

- 3 青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じて必要な配慮がなされなければならず、特に、十八歳未満の青少年に対しては、良好な社会環境の整備が図られるように配慮されなければならないものとすること。
 (第二条第三項関係)
- 4 青少年の健全な育成に関する施策を講ずるに当たっては、家庭及び学校が青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるように配慮しなければならないものとすること。 (第二条第四項関係)

三 国等の責務

- 1 国は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。 (第三条関係)
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関し、国との連携を図りつつ、その 地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすること。

(第四条関係)

- 3 親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことにかんがみ、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成すべき第一義的責任 を有することを自覚し、その育成に努めなければならないものとすること。 (第五条関係)
- 4 国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青 少年の健全な育成に努めなければならないものとすること。 (第六条関係)
- 5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品又は役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないようにする等青少年の健全な育成に努めなければならないものとすること。 (第七条関係)

四 法制上の措置等

政府は、青少年の健全な育成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとすること。 (第八条関係)

五 年次報告

政府は、毎年、国会に、青少年の現状及び政府が講じた青少年の健全な育成に関する施策についての

報告を提出しなければならないものとすること。

(第九条関係)

第二 青少年の健全な育成に関する基本的施策

- 一 国民的な広がりをもった取組の推進
 - 1 青少年の健全な育成に関する施策は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他の関係機関及 び国民各層の協力と密接な連携の下に、国民的な広がりをもった一体的な取組として推進されなけれ ばならないものとすること。 (第十条関係)
 - 2 国、地方公共団体その他の関係機関は、青少年の健全な育成に関し、広く国民各層の関心を高め、 その理解と協力が得られるよう、必要な広報その他の啓発活動を積極的に行うものとすること。

(第十一条第一項関係)

- 3 国は、2に規定する広報その他の啓発活動をより推進するものとして、青少年の健全な育成に関する強調月間を設けるものとすること。この場合において、国及び地方公共団体は、強調月間の趣旨に ふさわしい事業を実施するように努めなければならないものとすること。 (第十一条第二項関係)
- 二 社会環境の整備等

国は、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずるように努めるものとすること。 (第十二条関係)

三 意見の反映

国は、青少年の健全な育成に関する施策の策定及び実施に資するため、青少年、保護者その他の国民の意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

(第十三条関係)

四調査研究の推進

国は、社会環境が青少年に及ぼす影響に関する調査研究その他の青少年の健全な育成に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとすること。 (第十四条関係)

五 国際的な協力のための措置

国は、外国政府又は国際機関との情報の交換その他青少年の健全な育成に関する国際的な相互協力の 円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとすること。 (第十五条関係)

六 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

国は、地方公共団体が実施する青少年の健全な育成に関する施策及び民間の団体が青少年の健全な育成に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとすること。 (第十六条関係)

七 地方公共団体の施策

1 地方公共団体における施策の総合的推進

地方公共団体は、当該地方公共団体の区域の特性に応じ、青少年の健全な育成に関する施策を、当該地方公共団体における関係行政機関相互の密接な連携の下に、総合的に推進するものとすること。 (第十七条関係)

2 地方公共団体における良好な社会環境の整備等

都道府県は、条例で定めるところにより、その区域において、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずるように努めるものとすること。 (第十八条第一項関係)

市町村は、条例で定めるところにより、その区域において、青少年にとっての良好な社会環境の

整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずることができるものとすること。 (第十八条第二項関係)

都道府県及び市町村は、青少年健全育成支援センターを置くことができ、青少年健全育成支援センターは、青少年にとっての良好な社会環境の整備のための事業、青少年の非行防止のための事業、青少年の育成に関する相談に応ずる事業その他の青少年の健全な育成に資する事業を行うことを目的とする機関とするものとすること。 (第十九条関係)

3 地方公共団体相互の協力

地方公共団体は、青少年の健全な育成に関する施策を円滑に実施するため、相互に協力するように 努めなければならないものとすること。 (第二十条関係)

八配慮

国及び地方公共団体は、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する 行為の防止について必要な措置を講ずる場合には、言論、出版その他の表現の自由を妨げることがない ように配慮しなければならないものとすること。 (第二十一条関係)

第三 青少年の健全な育成に関する施策の大綱

- 一 青少年健全育成推進本部は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため、青少年の健全な育成に関する施策の大綱(以下「大綱」という。)を作成しなければならないものとすること。 (第二十二条第一項関係)
- 二 青少年健全育成推進本部は、一により大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。 (第二十二条第二項関係)

第四 青少年健全育成推進本部等

- 一 青少年健全育成推進本部
 - 1 内閣府に、青少年健全育成推進本部(以下「本部」という。)を置き、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。 (第二十三条関係)

大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 2 本部は、青少年健全育成推進本部長、青少年健全育成推進副本部長及び青少年健全育成推進本部員 をもって組織するものとすること。 (第二十四条第一項関係)
- 3 本部の長は、青少年健全育成推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって 充て、本部の事務を総括するものとすること。 (第二十四条第二項及び第三項関係)
- 4 本部に、青少年健全育成推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、次に掲げる者をもって充て、副本部長は、本部長の職務を助けるものとすること。(第二十四条第四項及び第五項関係) 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣で青少年の健全な育成に関する事務を掌理するもの(以下「青少年健全育成担当大臣」という。)

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

- 5 本部に、青少年健全育成推進本部員(以下「本部員」という。)を置き、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てるものとすること。 (第二十四条第六項及び第七項関係)
- 6 青少年健全育成会議

本部に、青少年健全育成会議(以下「会議」という。)を置き、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

- イ 大綱の案を作成すること。
- ロ イに掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項を調査審議し、 及びその施策の実施を推進すること。
- ハ 口に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、本部長に対し、意見を述べること。
 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織するものとすること。

会議の会長は、青少年健全育成担当大臣(青少年健全育成担当大臣が置かれていないときは内閣官房長官)をもって充てるものとすること。

会議の委員は、次に掲げる者をもって充てるものとすること。

- イ 会長以外の副本部長
- ロ 青少年の健全な育成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者 会長は、必要があると認めるときは、 及び にかかわらず、本部員を、議案を限って、委員と して、臨時に会議に参加させることができるものとすること。

口の委員の数は、 の委員の総数の十分の五未満であってはならないものとし、 口の委員は、 非常勤とするものとすること。 (第二十五条関係)

7 この法律に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。 (第二十六条関係)

二 地方青少年健全育成会議

1 都道府県及び市町村は、条例で、次項に掲げる事務を行うための合議制の機関(以下「地方青少年 健全育成会議」という。)を置くことができ、当該地方公共団体における次に掲げる事務をつかさど るものとすること。 (第二十七条第一項及び第二項関係)

青少年の健全な育成に関する施策の総合的な推進を図るために必要な重要事項を調査審議するこ

یے

青少年の健全な育成に関する施策の実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

及び に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。

から までに掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し条例で定める事項を調査審議すること。

- 2 1に定めるもののほか、地方青少年健全育成会議の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとすること。 (第二十七条第三項関係)
- 3 地方青少年健全育成会議は、相互に緊密な連絡をとるように努めなければならないものとすること。 (第二十八条関係)

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第四の二及び第五の三は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際現に定められている青少年の健全な育成に関する国の施策の大綱は、この法律の

規定により定められた大綱とみなすものとすること。

(附則第二条関係)

三地方青少年問題協議会法は、廃止するものとすること。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。